

平成28年

東部知多衛生組合議会
第1回定例会会議録

平成28年2月10日（水）開会

平成28年2月10日（水）閉会

東部知多衛生組合

平成28年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

平成28年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、平成28年2月10日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1番 深谷直史 2番 大西勝彦 3番 日高 章
4番 月岡修一 5番 富永秀一 6番 早川直彦
7番 山下享司 8番 前田明弘 9番 西尾弘道
10番 久保秋男 11番 沢田栄治 12番 渡辺 功

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成28年2月10日（水）午前10時00分 開会

平成28年2月10日（水）午前11時50分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 小浮正典 副管理者 神谷明彦 副管理者 竹内啓二
監査委員 古橋洋一 会計管理者 福井芳信
事務局長 高場智明 業務課長 久米繁治 総務課長 杉浦尚二 主幹 福島智宏

業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 加藤博之 庶務係長 浅田貴志
施設建設整備係長 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 高場智明 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

諸報告

日程第4 報告第1号 例月出納検査報告について

日程第5 議案第1号 平成27年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第2号 工事請負契約の変更について

日程第7 議案第3号 平成28年度東部知多衛生組合一般会計予算

○議長（深谷直史）

皆さん、おはようございます。

平成27年度も残すところ1か月余りとなり、各市町におかれましては、3月定例会を間近に控えまして何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

続いて、議事に入る前に、阿久比町の久保議員から母上のご葬儀のお礼挨拶の申し出を受け賜っておりますので、久保秋男議員、ご挨拶をお願いいたします。

○10番議員（久保秋男）

議事に入る前に、大変申し訳ございません。

過日、私の母親の死去に際しまして、当議会より大変温かいお言葉、そして、丁重なるご厚志を賜りました。この場をお借りしまして、皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

○議長（深谷直史）

続きまして、会議に先立ちまして、報告をさせていただきます。

副管理者であります大府市の岡村副市長は、先月の1月31日付けで諸般の都合により辞職されておりますので、ご報告いたします。

また、管理者から全員協議会の開催要望があり、先ほどの議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。

定例会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって平成28年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、おはようございます。管理者の大府市長久野でございます。

本日は大変冷たい朝でございまして、今日は「ゼロの日」ということでパトカーに乗って巡回してまいりましたが、途中で事故を見ました。大府市の東海道線をまたぐ二つ池追分線という跨線橋の上で滑ったらしく、スリップして事故を起こしたようで停まっておりました。橋の上というのはとても危険な所で気を付けてまいりたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、平成28年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。本定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

近年の地球環境を取り巻く現状は、経済のグローバル化の進展に伴う社会情勢の変化の中で、豊かで便利な現代社会の代償として、地球温暖化をはじめとする地球環境を大きく変化させる様々な環境問題が顕在化されてまいりました。

このような数々の環境問題の解決は、経済・社会的課題の解決にも資することもあり、経済社会システム、そのもの見直しを要するほどの大きな問題となり、社会情勢の変化を踏まえつつ、環境基本法や循環型社会形成推進基本法をはじめ、様々な法律・制度の整備が進められております。このような状況下の中で、当組合では、新たなごみ処理施設の供用開始を平成31年度として、施設整備の基本方針に沿って、住民生活に支障を来たさない安定性はもちろんのこと、ダイオキシン類など排ガス対策を含めた安全・安心な処理を行うと共に、循環型社会・低炭素社会形成の拠点となる施設整備を目指しているところでございます。

議員の皆様方には、何卒、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、平成27年度の補正予算、工事請負契約の変更と平成28年度当初予算の議案3件を提出いたしております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただきまして、「平成28年度から30年度までの実施計画」をご報告させていただきたいと存じます。

議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（深谷直史）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、5番、富永秀一議員及び9番、西尾弘道議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。

それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番、早川議員、自席にてお願いいたします。

○6番議員（早川直彦）

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、平成31年にガス化溶融炉一体方式（シャフト炉式）の供用開始にあわせ、プラスチック容器類を燃えるごみとする考えはないかであります。

質問要旨についてですが、詳しく説明します。各自治体でプラスチックごみの処理方法については、非効率で経費がかかりすぎるという問題を抱えています。プラスチックごみは異物混入も

多く、手選別後に再商品化し、事業者へ渡したプラスチックごみも、材料リサイクルとしてパレットなどへの再生する過程で、その約半数が焼却されているのが現状である。

そもそも、容器包装リサイクル法の目的としていた原料や製品としての利用（マテリアルリサイクル）の機能が働いていないというのが現実です。材質の違うプラスチックごみの再資源化は難しく、プラスチックごみを圧縮し、プラントでの化石燃料の補助燃料として、エネルギー回収利用（サーマルリサイクル）として使われているのが現状である。

新ごみ処理施設を稼働するにあたり、コークスを用い炉下部で高温燃焼させるが、コークスの補助燃料としてプラスチックごみを利用し、コークスの利用量を抑制することが可能であると考えます。また、シャフト炉式ガス化溶融炉で、余熱利用のエネルギー回収を考えれば、プラスチックごみの処理量を増やすことは、サーマルリサイクルの効果を高めることにもなります。

このことから、プラスチック容器類を燃えるごみとすることは可能でしょうか。お答えください。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（久野孝保）

最初に私から基本的な事項をお答えしまして、ご質問の詳細につきましては、事務局長からお答えしますので、よろしくお願いいたします。

ご質問にございました、容器包装プラスチックごみの資源回収につきましては、議員もご存知のように、高度成長期以後、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって発展してきました。経済システムによって生み出された廃棄物は増大の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が逼迫となる事態が生じてまいりました。このため、廃棄物の発生を抑制すると共に、廃棄物をリサイクルすることにより廃棄物の減量化を図ることと、資源の有効利用を図ることが重要課題となり、特に、一般廃棄物のうち、容量で約60パーセント、重量で約20パーセントを占める容器包装廃棄物の処理が緊急の課題となり、平成7年6月に「容器包装リサイクル法」が制定され、その後、平成20年4月に完全施行とされた制度でございます。

この本格施行された法律制度の背景のもと、各市町では、廃プラスチック類等を始めとします資源ごみ回収を積極的に継続しているところでございます。

現在、組合が進めている新ごみ処理施設の建設事業につきましては、シャフト炉式ガス化溶融炉の採用をいたしましても、廃プラスチック容器等を混入せず、現行の資源回収を継続して、安全で安定したごみ処理を実現できる施設を目指しまして、最終の実施設設計協議を終え、極めて重要な時期となっております。

組合といたしましては、構成市町から日々発生する一般廃棄物を、将来に亘って滞ることなく安定かつ確実に処理・処分できるように努めまして、事業進捗を図ってまいりたいと存じておりますので、議員の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

質問の詳細につきましては、事務局長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（深谷直史）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

それでは、私の方からご質問の「プラスチック容器類を燃えるごみとする考えはないか」につきましてお答えいたします。

ご承知のとおり、国におきましては、「容器包装リサイクル法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、様々な法律・制度の整備が進められているところでございます。

その中で、「循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則」が定められており、廃棄物等の処理につきましては優先順位を定め、地方公共団体に対し、その基本原則にのっとり循環資源について適正に処理する責務を求めているところでございます。

構成市町におきましては、これらの法律に基づき、資源ごみ回収、分別回収等を行うことによりまして、ごみの減量化、再資源化に努めていただいているところであると理解いたしております。

組合の使命といたしましては、構成市町の家庭や事業者から排出されました一般廃棄物を、安全、安心の基に確実に処理・処分していくことでございます。

各構成市町におかれましては、それぞれ諸事情等があるとは存じますが、組合といたしましては、現在、各市町で行われております分別収集等のごみ減量施策により、焼却ごみが減少していることを考慮した中で、今後のごみ処理量を計算し、新たなごみ処理施設の建設に向けて事業を進めているところでございますので、プラスチックごみの分別収集を取りやめることによりまして、施設に搬入されますごみの量が増加した場合、現在計画しております施設では対応ができなくなる恐れもございますので、組合といたしましては、構成市町に対しまして、今まで以上のごみの減量に努めていただきますようお願いせざるを得ないものと考えております。以上でございます。

○議長（深谷直史）

一通りの答弁は、終わりました。再質問がありましたら、挙手を願います。

6番、早川議員。

○6番議員（早川直彦）

それでは、再質問させていただきます。

この質問をする理由は、二つあります。一つ目は、町民の皆さん、市民の皆さんの手間を考えると、プラスチック容器類の分別に非常に手間がかかるという点です。特に汚れたものを水洗いする場合、油の付いたものに洗剤を使用して洗うという方がいることを確認しております。あと、濡れたものをそのまま袋に入れて出す、これもリサイクルの業者が非常に困るということも認識しております。洗った場合は必ず拭いてからしまう、実際にそこまでできているかと言ったら、非常に難しいから、構成市町も難しいと思います。ペットボトルの様に材質が統一されていれば、マテリアルリサイクルの効果があります。材料がバラバラなプラごみ、ほとんどマテリアルではなくて、きれいなものだけ手選別し、圧縮し、サーマルリサイクルに使われているのが現状です。例えば、選別が難しい点、クリーニングに出すと服にビニールが付きます、このビニール。あと、ダイレクトメールが届きます、ビニールに入ったダイレクトメールの袋。洗剤に入っている計量スプーン。これはみんなプラごみでなく、可燃ごみです。こういった点からも、どのごみがどれに該当するかよく判らない。プラスチックだから全てプラごみに入れようという状況があります、という部分を考えて、移行する考えがあるかどうか。

もう二点目、ガス化溶融炉の建設コストが非常に高い。今回の議案でも工事費の約10.97パーセントが変更契約の増額が示されております。ごみ施設の改修には、私も理解しているのですが、建設コストが高くなるならば、完成後のごみの経費を削減するためにも、プラごみ回収の部分で削減することが、可能な部分があるのではないかとことを確認したかったというのがあります。やはり苦しい財政の中で、ごみ事業に多くの費用を捻出していることが、各自治体にとっても厳しいことと考えております。

この二点から再質問させていただきたいのですが、今後、大府、豊明、阿久比、東浦の二市二町の構成市町でごみの分別、特にプラスチック容器法に関係する、ごみの緩和を含めての協議をすることは可能なのでしょうか。プラごみ自体の回収量を減らせば、週1回の回収を月2回に減らすことも可能であると考えます。経費の削減にも繋がるからです。豊明市だけがプラごみを減らすこともできないと思いますので、可能でしょうか。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

今、議員の方からご質問がございました、市民の皆様方、住民の皆様方にご苦勞をかけているということは、組合といたしましても十分理解いたしております。その中で、汚れたもの、油や

水分の含んだものにつきましては、市町の基準の中では、燃えるごみで出していただいても構いませんよという形でパンフレットを作成いただいていると理解していますので、その辺りがもう少し住民の皆様方にプラスチック容器包装ごみと、そうでない燃えるごみとの分別について、周知していただけるようお願いしなければならぬというふうに思っておるところでございます。それから、仮に今、分別収集の回数を減らせば、回収されるごみの量も減るのではないかということでございましたけれども、東浦町の場合でいきますと、月に2回、回収をされていると思います。仮に月2回でも、出てくる量としては2回が1回になるだけで、自分の元に置いておく時間が長くなるだけで、あまり変わらないのではないかという気がいたしております。

もう一点、経費の関係をおっしゃられましたけれども、確かに議員がおっしゃられるように、熔融炉につきましては、建設時のコストがストーカー炉に比べて高いのは事実でございます。いろいろ他の結果を見ていただければ分かると思います。基本的な考え方として、搬出される灰につきましては、熔融処理をして埋立処分をしない、熔融して埋立処分するごみを減らすという基本原則に基づきまして計画を作っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、年間ですけれども、組合の場合、焼却灰を埋立処分いたしますと、大体年間9,000万円くらい費用がかかります。ですので、仮にそれがスラグ化した場合、飛灰は別でございますが、熔融灰につきましては9,000万円の経費が基本的にゼロになるというふうに考えておりますので、その辺りから計算いたしますと、それを差引きしますと、ほとんどストーカー炉の建設費用と変わらない経費で、ごみ処理施設が建設できると理解しております。そういう形でご理解いただければと思います。以上です。

○議長（深谷直史）

答弁終わりました。6番、早川議員。

○6番議員（早川直彦）

それでは、3回目の再質問をさせていただきます。今回の予算書の中でも、ごみの量が増えるということが想定されておりますが、どのようなごみが増えていくのか。事業用のごみとかプラスチックのごみが増えていくのだと思います。私が認識している範囲内では、20パーセント台がプラごみが占める割合だと思っているのですが、例えば、新プラントになって、どれくらいのパーセントまでがプラごみの割合で、燃焼が可能なのでしょう。あと、プラごみの容量が若干でも増えることによって、国・県からの補助金の額が変わるということもあるのでしょうか。エネルギー効率の高いプラントを完成させますと、新プラントは、余熱利用のエネルギー回収率が17.5パーセント以上、発電効率15.5パーセント以上と、この数字は大きいです。そういう

部分も考えれば、サーマルリサイクルとしての考えが、国や県から認められないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（深谷直史）

答弁願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

まず、補助金の場合でございますが、今回、エネルギー回収型の補助金の焼却施設という形になります17.5パーセント、15.5パーセントがクリアできなければ、これに対応する補助事業になりませんので、その段階で補助金はまずカットされるというふうにご理解いただきたいと思っておりますので、組合の施設の建設方針といたしましては、エネルギー回収率が17.5パーセント以上、発電効率15.5パーセントというのはクリアしていきたいと考えているところでございます。

それから、プラごみの量がどれくらいになるのかということにつきまして、今、手元に詳しい資料を持っておりません。私どもが計画しております、いわゆる低質ごみ、普通ごみをどれくらいの数字で計画した形で施設建設を計画しているところでございますことにつきまして、後ほどまた表の形にいたしまして、議員のお手元にお渡ししたいと思っておりますので、ご了解いただければと思います。

それから、ある程度、廃プラの量が増えたとしても、可能は可能かと思っております。基本的に私どもが今、100トン炉2炉、1日の処理能力が200トンという形の計画が、現在の二市二町が今の分別収集をそのまま進めていかれるという想定の中で、計画いたしているものでございますので、仮に硬質ごみであろうが、プラスチックごみについて分別収集を止められることによりまして、その分、焼却の方に回ってきますと、処理的な能力でやや問題が出てくる可能性がございます。

もう一つは、硬質ごみを燃やすことによって、炉内の温度が上がります。確かに発電量は増えるかと思っておりますが、その分、炉内の温度が上がることによりまして、今、私どもが導入しようとしておりますごみのごみ質に対して、硬質ごみが増えますと、その分、炉内の耐熱の物を見直ししていかなければならなくなる可能性がございます。今の段階では、不可能な状況でございますので、私どもといたしましては、先ほどから申し上げておりますとおり、今のままの組合の仕様で、構成市町の皆様方にご理解していただきたいという形をお願いせざる負えないというふうに考えております。以上です。

○議長（深谷直史）

時間がまいりましたので、「6番早川議員の一般質問」を終わります。

続きまして「5番、富永議員の一般質問」を行います。

5番、富永議員、自席にてお願いいたします。

○5番議員（富永秀一）

議長より質問の機会をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

新ごみ処理施設への移行に伴う家庭から出る生ごみの燃料化の検討について、伺いたいと思います。

平成31年に、新ごみ処理施設に運用が移行する予定であります。現在は1日の処理能力が80トンが3基で、最大240トンのところ、新型炉になってからは、100トンが2基、最大200トンでの運用になります。

最大処理能力が240トンから200トンに減少しますし、3基が2基になりますので、故障が発生したような場合に、ごみ処理が滞るリスクがやや高まります。

もちろん余裕はみえてあるものの、ある程度ごみの減量化が進み、処理の負担が減ることをあらかじめ見込んであるということも事実です。

一方で大府市に、生ごみを始めとする食品廃棄物や有機汚泥などをメタン発酵させて、火力発電する施設ができました。去年11月に豊明市議会の議員有志11人、ほぼ全議員で施設を見学させていただきました。トウモロコシの芯なども処理できますし、コンビニ弁当などはそのまま出してよくて、施設内で自動的に破砕・分別されるそうです。ですから回収も専用車である必要はなく、パッカー車でいいということです。処理能力は日量70トンで十分余裕があり、近隣を優先するものの県内全域から集める予定とのことでした。

事業系の生ごみについては、特に行政が働きかけをしなくても、自然と一定量そちらに向かっていくと思われそうですが、生ごみは水分が多く、また焼却効率を悪化させるやっかいなごみです。処理量を削減し、新ごみ処理施設への負担を少しでも減らすため、各自治体に家庭の生ごみについても分別収集し、燃料化することを推奨されるお考えはありませんでしょうか。

もちろん、各自治体のご判断になることではありますが、まずは生ごみの分別収集の方法や、バイオガス発電施設の状況などを情報共有したり、研究、意見交換するような場を設けることはできませんでしょうか。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（久野孝保）

先ほどのご質問と同様に、私から基本的な事項をお答えいたしまして、詳しくは事務局長から説明させます。

このバイオガス発電施設は、平成25年6月に大府市が、国が推進している経済性が確保されたシステムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す「バイオマス産業都市」として認定されたもので、「地域バイオマス産業化推進事業」の施設整備を支援対象施設としているものでございます。

メタン発酵は、自然界に存在する微生物で、食品廃棄物等を分解しメタンガスを主成分とするバイオガスを回収し、そのバイオガスを発電に変換する最新のリサイクル技術を備えた施設でございます。

稼働から相当の年数が経過している既存のごみ処理施設及びし尿処理施設を、バイオガス発電施設の整備によって生ごみ等を発電原料として利用し、ごみ減量された場合、廃棄物処理施設整備費及び施設運営費の削減が期待されますが、平成31年度に供用開始を目指します、新ごみ処理施設につきましては、有識者で構成する「技術検討委員会及び施設整備検討委員会」におきまして、協議検討をいただきまして、今日に至っております。

現在、実施設計協議を終えている段階で、大変重要な時期でございますので、新ごみ処理施設整備に係る4つの基本方針を基に、粛々と事業進捗を図ってまいりたいと存じております。

議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局長から答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（深谷直史）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

ご質問の「各自治体に生ごみの燃料化を推奨するお考えは」についてお答え申し上げます。

新たなごみ処理施設の処理規模や炉数につきましては、先ほど管理者からもお話いたしましたように、有識者で構成いたします「ごみ処理施設技術検討委員会」及び「ごみ処理施設整備検討委員会」の中で協議検討をいただきまして、その中で大府市さんの方からバイオガス発電事業におけます生ごみ回収量については、年間約600トン程度であるとの情報提供をいただきまして、その情報をいただいた中で、計画のごみ質、焼却ごみ量等から、施設規模、炉数を日100トン炉2炉方式で、1日200トンの処理規模が適当であると結論させていただきまして、それに基づきまして施設整備を進めているところでございます。

当組合は、ごみ、し尿を共同で処理をする目的で設立されておりまして、構成市町から排出されますごみを、安定的かつ安全に適正で確実な処理処分を行っていくことが使命というふうに認識いたしております。

ごみの収集、減量化の取り組みにつきましては、基本的には構成市町が一般廃棄物処理計画を作成いたしております、その中でごみの発生量、そのごみの処理方法、処理量及び排出抑制の施策などを公表し、達成に向けてご尽力いただいているところでございます。

組合といたしましては、各市町の処理計画に基づき、排出されます生ごみを含めました廃棄物につきまして、各市町と連携を図り、計画目標に沿った安定したごみ処理が行われるよう努めてまいりたいと思っております。

それから、二市二町で協議等ができる機会はないのかということでございますが、構成市町で係長・担当者会議というものを設置いたしております。その中で、定期的にごみの減量化についての協議ですとか、情報、協議の機会を設けておりますので、このような機会を利用いたしまして、今後、ごみの減量化に向けての意見交換と共に、先ほど議員の方からお話ございましたように、バイオガス発電施設の見学を行うなど、有効的な利用はできないかについては、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（深谷直史）

一通り答弁は、終わりました。再質問がありましたら、挙手を願います。

5番、富永議員。

○5番議員（富永秀一）

島根県松江市で2011年の3月に竣工しました、シャフト炉式ガス化溶融炉は、今回の我々の新ごみ処理施設を建設する新日鉄住金エンジニアリングの前身であります、新日鉄エンジニアリングが建設したもののなのですが、供用開始から半年後に炉の損傷事故がございまして、全3基が運転停止したという事例があります。この時は仮復旧を急いだり綱渡り的な運用をして、なんとかピットの貯留量を超えることはなかったのですが、様々な自治体で大なり小なりの事故、トラブルによるガス化溶融炉の運転停止が起きておりまして、別の事業者処理を助けてもらう事態になった例もあるようです。炉が2基しかないということは、3基の場合と比べるとトラブルが発生した時に処理が滞るリスクが高まるわけです。また、滞留するごみが増えてきた場合、生ごみが含まれているかどうかということは非常に大きな違いを生みます。生ごみがあれば、排ガスに悪臭を放ちますが、分別されてほとんど含まれていなければ、溜まる量も減りますし、溜まったごみの劣化の進行が遅くなります。本当に困って他の事業者処理を助けてもらう場合でも、頼み易いと思われたい。そうした事故、トラブルの時を考えて、生ごみを分別することは意味があると思われたい。先ほどご検討をさせていただけるということでございましたが、一応基本的には、今、決まっているとおりに進めていくというお話もありました。実際のところ、もし各市町

が生ごみを減らした場合、今の計画と違ってきた場合、何か問題が起きることはあるのでしょうか。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

まず、一番最初におっしゃられました、松江市のシャフト炉式ガス化溶融炉の故障のことにつきましては、私の方では承知いたしておりませんので、この件につきまして、戻りましたら勉強させていただきたいと思います。

仮にそのような故障が起きました場合でも、近隣のごみ処理施設との間に協定を結んでおります。もし、何がございました場合については、そちらの方で処理していただく形での協議は進めておりますので、何も無いのが一番よろしいですが、もし何かあった場合につきましても、対応はあると理解いたしております。

滞留した場合、生ごみの量が多ければ、確かに腐敗臭が発生したりすることが多いかと思いますが、逆を申しますと、今、豊明市さんの堆肥センターのことにつきまして、細かくは承知いたしておりませんが、もし生ごみを各市町で分別収集しようとした場合につきましては、当然今の資源ごみ回収のような網ですとかバケツみたいな物を置いておく程度ではなくて、腐敗に対応するような施設等も準備していただかなければいけないこととなりますので、そういう意味におきまして、各市町の方に過酷な負担をお願いしなければならないことも起こりうるのではないかと考えております。

それから、もちろんごみの量が減ってまいれば、その分、施設の運転管理等につきましても、余裕ができてまいりますので、それに越したことはないと思いますけれども、そこで無理に生ごみを市町の皆様の方でご協力いただき減らして、そのために市町の皆様にいろいろ施設整備をしていただくよりも、今の現状のごみの搬入の中で、今の計画であれ、特に故障が起きなければ十分処理はできるというふうに考えて計画を作っておりますので、その辺りにつきましては大丈夫ではないかと思っております。

○議長（深谷直史）

答弁は終わりました。5番、富永議員。

○5番議員（富永秀一）

先ほども少しございましたが、豊明市では燃料化ではなくて堆肥化ですけれども、8千戸を対象に生ごみの分別収集を行っております。堆肥は農作物に使われるものですので、しっかり分別をする必要があります。また、ごみ袋も生分解性の特別なものなのですが、燃料化する場合には

微生物がちゃんと働いて、メタン発酵できればよいので、それほど厳しい分別は必要ありませんし、実際、コンビニ弁当をそのまま出してもいいくらいなんです。電話でも確認したのですが、逆に今、豊明市がやっている生分解性の袋は困る、それよりも普通の袋に入れてもらえばいいし、普通にパッカー車で集めてもらえばいい、特別な用意をする必要はないということでした。車両についても、特に大きな出費をしなくてもできるのではないかと思います。また、生ごみが含まれています可燃ごみは、熱量がキログラム当たり1,500から2,000キロカロリーしかないために、大量の燃料で加熱する必要がありますが、生ごみがなければ、3,000キロカロリー以上になって、あまり燃料を使わなくても燃焼しやすくなりますので、燃料費はかなり削減が可能になります。先ほど、ちょっと聞き取れなかったのですが、係長検討なんか会で話をしていただけるような話がありましたが、そのバイオマス発電施設の見学だったり、生ごみの回収方法であったり、トータルでの経済、環境負荷への影響など検討していただければと思います。まだ今は処理能力が日量70トンで余裕はあるわけですが、各所から集まるようになって、能力一杯になってからでは、折角準備ができて収集しようとなっても、受け入れられませんとなる可能性があるわけですが、検討については、早く始めた方がよいと思われますけれど、いつぐらいから始めになるとお考えがありますでしょうか。

○議長（深谷直史）

答弁を願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

私が言葉足らずでございました。生ごみの回収・分別に向けての検討を、係長・担当者会議の中で行っていくというご理解ではなく、私どもは全体的なごみの分別、減量を今後どうやっていきましょうかということ、現場で実際にごみ処理を携わっております各市町の担当者の皆様方が、自分たちの市町で悩んでいることだとか、こういうことについてどう対応したらいいのかという形での協議、その場を設けておるとご理解いただきたい。ただ、私共も地元の大府市さんにございます施設につきまして、何も知らないではいけませんので、非公式ではございますが、何かあれば見せていただけませんかというお願いはしてございますので、機会を見つけまして、こういう施設があることを、コンビニ弁当をそのまま封を開けなくてもいいんだという、ひよっとしたら通常の分別収集で可能かもしれないと、共通認識を担当者が持てばよろしいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（深谷直史）

時間がまいりましたので、これにて「一般質問」を終わります。

次に、日程第4、「諸報告」を行います。

お手元に報告第1号が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋代表監査委員より補足説明をお願いいたします。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第1号の補足説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成27年度11月分及び12月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を平成28年1月28日に、関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。

なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これにて、諸報告を終わります。

日程第5、議案第1号「平成27年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」及び日程第6、議案第2号「工事請負契約の変更について」を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成27年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、6,360万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、12億4,920万円とするものでございます。

第2条は、継続費の変更による補正でございます。

続きまして、議案第2号「工事請負契約の変更について」、提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、平成27年東部知多衛生組合議会第1回臨時会におきまして議決をいただきました、ごみ処理施設建設工事に係る工事請負契約について、契約内容を変更するため、東部知多衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長からそれぞれ説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（高場智明）

それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成27年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成27年度当初予算額13億1,280万円から歳入歳出それぞれ6,360万円を減額し、歳入歳出それぞれ12億4,920万円とするものでございます。

まず、補正予算書3ページをご覧いただきたいと存じます。

第2表の継続費補正は、ごみ処理施設建設事業に係ります建設工事の変更金額にあわせまして、平成28年度以降の年割額を変更するものでございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1目負担金は8,663万2,000円の減額、率にいたしまして8.2パーセントの減額でございます。この減額の主な理由は、歳入は国庫補助金、財産収入と繰越金の整理、歳出では不用額等の整理などにより減額となったものでございます。

各市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりでございます。

3款国庫補助金の181万4,000円の減額は、ごみ処理施設整備費補助金に係ります循環型社会形成推進交付金の制度対応による減額で、当初予定額836万7,000円の約78.3パーセントとなる655万3,000円の交付決定に伴います減額でございます。

4款財産収入1項1目土地貸付収入は9万3,000円の減額でございます。

この要因は、ごみ処理施設建設工事の実施に伴いまして、仮設搬入道路の整備が必要となり、住友重機械工業株式会社に貸付けておりました駐車場用地を昨年10月から変更いたしました。その結果、貸付面積は470平方メートルほど増加しておりますが、貸付単価を算出する基礎となる路線価が市街化区域から調整区域へ変更となったために減額となったものでございます。

4款2項1目生産品売払収入は460万円の減額でございます。これは、不燃ごみ処理施設から回収されます鉄とアルミの売払収入で、鉄の売却単価が減少していることから減額するものでございます。なお、売却単価は、鉄は機械選別・手選別ともにトン当たり当初予算2万2,000円が1万3,000円、アルミの機械選別は5万円が6万1,000円、アルミの手選別は9万円が10万4,000円となる見込みで積算いたしました。

次に7ページの5款繰越金2,953万9,000円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明を申し上げます。

2款総務費1項1目一般管理費は16万4,000円の減額で、これは、委託2件の契約残の整理でございます。

2目財産管理費は288万8,000円の増額でございます。委託料2件の契約残の整理による減額がございますが、ごみ処理施設建設工事に係ります管理棟の解体に伴いまして、管理棟事務室の移転をこの3月中旬に予定をいたしております。その移転に係る什器等の運搬手数料65万3,000円と電子機器、複写機、電話交換機の移設設定に伴います委託料3件258万3,000円を予算計上したものであります。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費は2,887万3,000円の減額でございます。

需用費の1,740万円の減額の内、消耗品費790万円の減額は、薬剤使用量の減少によるもので、光熱水費950万円の減額は、電気使用量の減少による減額でございます。委託料220万4,000円の減額は委託4件の契約残の整理でございます。

9ページをご覧ください。使用料及び賃借料の下水道使用料150万円の減額は、下水道使用量が見込みを下回ったことによる減額でございます。

工事請負費776万9,000円の減額は、工事8件の契約残の整理で、この工事8件分の平均請負率は90.6パーセントでございました。

2目クリーンセンター管理費は3,127万6,000円の減額でございます。

需用費の1,280万円の減額の内、消耗品費200万円の減額は、薬剤使用量の減少によるもので、燃料費190万円の減額は、灯油単価が見込みを下回ったことによる減額。光熱水費890万円の減額は、電気使用量及び水道使用量の減少によるものでございます。

委託料358万4,000円の減額は、委託7件の契約残の整理でございます。

次の、工事請負費1,470万円の減額は、工事9件の契約残の整理で、この工事9件分の平均請負率は91.0パーセントでございました。

10ページにまいりまして、公課費19万2,000円の減額は、汚染負荷量賦課金の単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。

3目洲崎最終処分場管理費7万8,000円の減額は、委託1件の契約残の整理でございます。次に4目洲崎最終処分場管理費471万円の減額でございます。

需用費の370万円の減額の内、消耗品費260万円の減額は、薬剤使用量の減少によるもので、光熱水費110万円の減額は、電気使用量の減少による減額でございます。

委託料18万円の減額は委託1件の契約残の整理で、原材料費の工事材料費83万円の減額は、最終処分場の覆土につきまして、当初碎石を予定いたしておりましたが、山砂に変更したことにより、単価が下がったことによる減額でございます。

2項1目温水プール管理費は79万7,000円の減額でございます。

11ページの工事請負費75万3,000円の減額は、工事4件の契約残の整理で、この工事4件分の平均請負率は89.7パーセントでございました。

備品購入費4万4,000円の減額は、プール監視台の購入残額を整理するものでございます。

次に4款事業費1目ごみ処理施設建設事業費は113万9,000円の増額でございます。委託料86万1,000円の減額は委託1件の契約残の整理で、負担金、補助及び交付金の派遣職員負担金200万円の増額は、ごみ処理施設整備事業に携わります派遣職員2名に係ります負担金額について、見込みを上回ったため増額するものでございます。

なお、新ごみ処理施設建設工事費につきましては、後ほど、ご説明させていただきますが、工事請負契約の変更の議案により、契約金額の変更をお願いさせていただいております。

この変更及び平成27年度に、循環型社会形成推進交付金要綱及びマニュアルが改訂されたことに伴いまして、平成28年度以降の年割額と財源内訳が変更となっております。

詳細につきましては、別にお配りしております補正予算の概要の3ページ目に「ごみ処理施設建設事業に係る継続費の補正」として記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に5款公債費2目利子の172万9,000円の減額は、平成26年度分の最終処分場建設事業債に係ります償還利子で、当初1.0パーセントと見込んでおりました利率が0.5パーセントと見込みを下回ったために減額するものでございます。

また、12ページ以降は、継続費及び地方債に関する調書でございますのでお目通しをお願いいたします。

なお、参考資料といたしまして、平成27年度補正予算の概要と負担金明細表を配布してございますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号「工事請負契約の変更について」、内容のご説明を申し上げます。

議案第2号関係の参考資料は、議案の裏面以降にございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、平成31年度供用開始を目指して、現在進めております新しいごみ処理施設の建設につきまして、去る平成27年第1回臨時会におきまして議決をいただきました工事請負契約の変更を行うものでございます。

変更の詳細及び内容につきましては、「変更理由」に示したとおりでございますが、変更に至ります経緯につきまして具体的にご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成26年11月20日にプロポーザル方式による工事の公告を行い、応募してまいりました新日鉄住金エンジニアリング株式会社に対し、提出された技術提案書とともに、平成27年3月10日に、ごみ処理施設建設工事プロポーザル審査委員会による審査を行い、優先交渉権者として特定し、仕様協議を行った後、見積書を徴し、平成27年4月14日に開催いたしました、平成27年第1回東部知多衛生組合臨時会におきまして、契約議案の議決をいただき、翌15日に工事請負契約の締結を行ったものでございます。

変更の内容でございますが、請負契約額147億5,999万9,999円を16億1,928万1円増額し、総額163億7,928万円に変更するものでございます。

契約金額の変更に至りました経緯につきましてご説明申し上げます。

本工事の公告の際に設定いたしました見積上限価格147億6,000万円でございますが、平成22年度に組合が作成いたしました東部知多地域循環型社会形成推進地域計画での建設工事費設定時点における事業計画額120億円を基準といたしまして、平成24年度にメーカーから聴取した見積り130億円により、平成22年度から平成24年度につきましては、顕著な物価の値上がりは見られないことを確認いたしました。平成26年7月時点での、平成24年度からの公的価格の上昇率を20パーセントとし、さらに消費税増税分3パーセント、23パーセントを上乗せして設定したものです。

この公的価格の上昇率20パーセントにつきましては、国や自治体が建設工事を設計・発注する際に採用いたします「循環型社会形成推進交付金取扱要領」や「水道事業実務必携」、また、愛知県が示しております「設計単価表」、「積算基準及び歩掛表」等を参考として算定したものでございます。

組合といたしましては、公的価格の変動を念頭に、見積上限額を設定いたしましたが、これらのデータは、あくまで設計を行うための参考となるものでございまして、公告時点での物価上昇や建築請負単価などの実勢価格を正確に反映しておるものではございません。ご承知のとおり、

今般の労務単価及び工事価格の上昇につきましては、新聞紙上等でも賑わしておりますとおり、想像をはるかに超えるものとなっております。

これらを踏まえまして、平成27年4月に開催されました臨時議会での本工事の契約締結に関する議案説明で、「現時点での適正価格の精査を行うとともに、今後の実勢価格の動向などを踏まえ、契約額の変更をお願いせざるを得ない状況が想定される。」とお願いいたしております。また、同年5月に開催いたしまして全員協議会におきましても同様の説明をいたしたところです。

このような状況の中、平成27年9月30日付けで、受注者である新日鉄住金エンジニアリング株式会社から、契約額の増額変更につきまして協議の申し出がありました。

受注者としましては、契約金額と実勢価格の上昇に伴う適正と考えられる工事価格との隔たりについては、請け負った以上、企業のモラルとして業務を完了させるため企業努力を進めてきたものの、東日本大震災後の復興事業、東京オリンピック需要に伴う建設需要、アベノミクス効果による地方経済の加速のほか、名古屋駅前の複数の大型再開発事業等によりまして、想像を著しく上回る建設事業に関する実勢価格の上昇が原因で、事業の継続が困難であるということでした。

組合といたしましても、著しく実勢価格とかけ離れた金額で工事を請け負わせることは、万一、竣工後に、廉価で粗悪な資材を利用したり、人件費を抑えるために雑な工事を行ってしまうなどにより、取り返しのつかない事故等が発生した場合には、税金の無駄な投資となるばかりでなく、日常のごみ処理事業におきましても大きな支障を及ぼすこととなることなどを鑑みまして、受注者からの申し出につきまして、実勢価格の上昇の内容等を詳細に精査いたしまして、本来の適正な価格を算定し、本議案を提出するものです。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。

「議案第1号」について質疑を行います。質疑はありますか。5番、富永議員。

○5番議員（富永秀一）

議案第1号の方ですけども、平成27年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号ですが、9ページのところで、3款衛生費1項2目13節、委託料の中の一番下、フロンガス処分委託料13万8,000円の減となっておりますが、当初予算では23万8,000円が計上されていまして、決算ではこの項目が見当たらず、この後出てきます来年度の予算では計上されてないのですが、このフロンガスの処分というのは、今どのようにされているのでしょうか。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

このフロンガスでございますが、家電リサイクルの関係で、冷蔵庫等が法律ができる前に既に処分されてこちらの方に入り込んでいたものを処分するという形で、平成27年度予算計上いたしておりまして、その処分が終わりましたので、平成28年度は予算計上されていないとご理解いただきたいと思います。

○議長（深谷直史）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に、「議案第2号」について質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、大西議員。

○2番議員（大西勝彦）

それでは、工事請負契約の変更について質問させていただきます。

この件につきましては、我々大府の議員が、この5月から新しくこの組合議員になっております。前任の議員の方からそれぞれ報告があって147億ではどうも収まりそうにないと聞いておりました。それと、5月には全協の場で説明を聞いて、これを受けてかどうかは分かりませんが、岡崎市のクリーンセンターを訪問して視察をさせていただいた時に、岡崎市の方でも逆スライドを含めたスライド式を導入して、最終的に当初の金額より上下があったことを聞いております。

そこで確認をしたいのですが、今回の契約において、うちの契約はスライド条項があったのかどうかということ。それと、今回は上がったわけですが、今後、スライド条項によって逆スライド、マイナスのことも考えられるのかどうかということ、二点についてお聞かせください。

○議長（深谷直史）

二点についてお答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

まず一点目の、今回の契約変更がスライド条項に基づくものであるかでございますが、今回の変更契約をお願いするものにつきましては、いわゆるスライド条項に基づくものではございません。スライド条項というものは、東部知多衛生組合の公共工事請負契約約款の第26条に、賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更によるもので、請負契約締結日の日から12か月を経過したものにおいて、賃金水準または物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められる場合において、双方からの請求により行われるもの、というふうにはいたしておりますが、今回の変更契約につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、労務費、資材単価等の実勢価格

が、組合が想定してたものよりも相当額上昇しているということで、本来の実勢価格に沿った形での契約金額を見直すというのが基本的な考え方でございますので、スライド条項に基づく変更契約ではないとご理解いただきたいと思えます。スライド条項に基づく変更契約と申しますのは、今、申し上げましたように基本的には、当初の契約が終わってから12か月経過した後におきまして、この段階で既に工事が済んでいるものを除いた、未執行、途中の工事費におきまして、その請求が行われた現在における物価水準ですとか、賃金水準の価格と当初の契約時現在において、基礎といたしました物価水準、賃金水準との差を見た中で、確かに請求時現在において、多くの変動があって、増額で1.5パーセント以上、減少している場合は3パーセント以上差が出ている場合については、その額が残工事費について、この物価スライド方式による変更契約の申し出ができるということでございます。これは今、岡崎市の方でお話がありましたが、全体スライドという表現がございました。あと単品スライドという表現もございます。単品スライドというのは、工事費全体ではなくて、工事の中で、例えば工材費とかガソリン、灯油代、その一つ、一つの工材ですとか、物一個、一個に従いまして、その積算単価が当初積算をした段階と比べて、どれくらい変化しているかという、単品、単品で計算いたしまして最終的な調達量、請求日以降の調達数量に対して、その金額を掛けまして全体で1パーセント以上の変動があった場合に、増額であろうが減額であろうが、スライド条項に基づいて変更契約できる場合がございますので、議員の仰われました、増額の変更もございまして、今後、賃金水準ですとか物価水準等が下がれば、私どもから申し出ることが可能でございます。逆スライドによります減額の変更契約をお願いすることは当然あると理解いたしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（深谷直史）

2番、大西議員。

○2番議員（大西勝彦）

今の答弁でいきますと、今回の変更契約がスライド条項に基づいていないということでありますので、16億1,000万円という非常に高位な額になっておりますので、この額の妥当性といえますか、客観性を担保するために、今回は双方で協議してとなっておりますが、第三者、例えば選定委員会の際は、学識経験者の方々がお見えになったと思えますが、第三者が入って協議をしたかどうか、そうでなければ客観性、妥当性をどのように担保したかというところが一点。

二点目は、逆スライドがあるということでしたので、常にウォッチしていかなければならないと思えます。多分下がったことは、相手側は言わないと思えます。こちらが言わなければ、逆スライドはないと思えますので、この辺りの仕組みをきちんと見ていくかということの二点お聞かせください。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

まず一点目の、客観的に第三者のご意見を伺ったかということですが、プロポーザル審査委員会の委員の皆様方には、施設の仕様書作成に当たりまして、多くのご意見をいただく中で、優先交渉権者を特定いたしました昨年2月の中では、事業者から提出されました参考見積書についてもお覧いただきまして、ご意見をいただいておりますが、今回の変更につきましては、仕様書ですとか中身を大きく変更させるような内容ではありません。実勢価格の変更ということでしたので、特に有識者の皆様方のご意見を伺うということはいたしておりません。では、この客観性についてどのように調べたかということですが、まず、新日鉄住金エンジニアリングが、昨年9月に増額の申し出をした金額でございますが、変更後の金額といたしまして、

170億5,750万円、増額金額といたしましては、22億9千752万円の増額の要望がございました。この中で私どもが精査するに当たりまして、実勢価格の精査するに当たりましては、最初に建設物価版ですとか建設コスト情報という冊子、これは市町村にもあると思いますが、建設価格を算出する目安となります、公表資料を参考に検討いたしました。それらの資料によりまして、建築工事につきましては、平米当りの建築単価が平成25年度と平成26年度と比較いたしますと、約69.9パーセントの増額の数字が出ておりました。また、土木工事につきましても同様に2.9パーセントの上昇率を示しております。これらの上昇率につきまして、契約時の工事請負書の金額それぞれに掛け合わせて計算しますと、建築工事におきましては、当初の見積りでは21億6,405万円でしたが15億1,267万円の増額となりまして、総額で建築につきましては36億7,672万円。土木工事では1億4,198万1,000円のものが411万7,000円の増額で、1億4,069万8,000円。二つ合わせますと、工事費で15億1,278万7,000円の増額となります。

さらに、これに反映されます、経費の額ですとか消費税等を掛けますと、総額で18億6,747万円余、率にいたしまして12.7パーセントの増額というような形での確認ができております。

次に、他事例等を参考にいたしました、環境省が公表しております入札価格実績一覧がございまして、同時期に行われました類似工事、焼却施設の工事につきまして、入札結果を見てまいりますと、私どもが公告の見積上限価格を設定した際の平成24年度から平成26年度につきまして、先ほど説明しました23パーセントと申し上げました、これがこの入札価格実績一覧を見ますと、率にして約46.3パーセント、このような上昇を示している実績がございました。

組合といたしましては、これらの個別事業ごとの実勢価格の上昇率や、類似工事におきます入札価格の入札結果の状況などを総合的に勘案して、受注者と協議をいたしてまいりましたが、特に実勢価格の上昇が顕著でございました、建築工事に係る増額についてのみ承諾するというようにさせていただきました。ただ見積りが1者でございますので、受注者からの申し出額、全額ではなく、建築工事の実勢価格の上昇率が約70パーセントであったということで、これを60パーセントまで認めまして、諸経費、消費税額を加えました16億1,928万1円を増額するものがございます。なお、土木工事につきましては、建築工事に比べまして顕著な上昇率が見られなかったことから、増額要望については認めないことといたしまして、本体の製作が主な業務となります、機械設備工事につきましては、受注者が作業員を確保しており、労務費の価格変動の影響がさほど受けないのでないかということから、増額の対象とはいたしておりません。参考までに増額をお願い申し上げます16億1千928万1円は、当初の契約金額からは、約11パーセントの増額となり、先ほど申し上げました建築工事費の実勢価格の上昇から算定いたしました、上昇率よりは低いものとなっております、また、平成24年度からの上昇率は見積上限価格設定時の増額、24から26年にみまして27億6,000万円と合わせまして約43億7,928万円、36.5パーセントの増額となってまいりますが、平成26年度の同種事業における契約実勢額が、24年度と比較いたしまして46.3パーセント増額しています。実績を考慮いたしましたところ、妥当性がある数字だと判断させていただきまして、今回ご提案させていただきました。

○議長（深谷直史）

他に質疑ございますか。5番、富永秀一議員。

○5番議員（富永秀一）

非常に詳細な説明をいただきましたので、かなり納得できた部分があるのですが、先ほど大西議員も心配しておられました、下がった時に果たしてそれが反映されるかどうかというところで、先ほどちょっと仰いました、建設物価版とかを確認したりとか、そういったことは新日鉄住金側はやらないと思われまして。こちら側も常にチェックしておいて、下がったからどうだということ、こちらから申し出るという姿勢でいるかを確認しておきたい。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

大西議員の質問で、回答が一つ欠けておりました。確かに、議員がおっしゃられましたように、私共も数値をチェックする段階では、建築物価版ですとか建築工事をやられているどこの市町村

も持っておりますので、その辺りは常に目を光らせまして確認しなければならない。ただ、建築物価情報とかは、リアルタイムの数値ではございません。時期的にずれていますので、今回の場合もそのような状況で変更契約をお願いすることになったわけですが、時期的なずれは多少出てまいります。承知したうえで細かくチェックしていくつもりでございます。

○議長（深谷直史）

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、「議案第1号」について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に、「議案第2号」について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

それでは、まず、「議案第1号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第1号「平成27年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、「議案第2号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第2号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第3号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第3号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、平成28年度の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,925万円とするものでございます。

平成28年度は、4か年の継続事業として実施している、新ごみ処理施設建設事業の2年目となります、極めて重要な事業実施年度でございます。各施設ともに年数が経過しておりますが、年間を通して安定した運転管理ができるよう効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査しまして、予算編成をいたしております。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、よろしくご審議のうえお認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（高場智明）

それでは、議案第3号、平成28年度東部知多衛生組合一般会計予算（案）につきましてご説明申し上げます。

平成28年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,925万円とするものでございます。

当初予算書3ページをご覧くださいと存じます。

第2表は、ごみ処理施設建設事業に係ります地方債で、借入限度額を4億2,020万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、当初予算書7ページ歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1項1目負担金は12億1,524万8,000円、前年度と比較して1億6,072万1,000円、率にして15.2パーセントの増額であります。この要因は、衛生費の工事請負費と事業費に係るごみ処理施設建設事業費により増額となったものでございます。

なお、構成市町のし尿、ごみ、温水プールに係る負担金の合計額は、説明欄に記載のとおりでございますが、負担率は大府市が38.5パーセント、豊明市が26.2パーセント、東浦町が22.7パーセント、阿久比町が12.6パーセントでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料の1目浄化センター使用料5万1,000円は、電柱支線並びに自動販売機使用料でございます。

2目クリーンセンター使用料1億9,140万5,000円は、前年度と比較いたしまして840万2,000円、4.6パーセントの増収見込みでございます。

施設使用料1億9,140万円は、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみが年間1,860トン、事業系ごみが年間11,520トン、トータルで13,380トンと見込んでおります。有料ごみは増加傾向にございますため、ごみの搬入量を前年度予算よりも年間600トン増やしております。

3目温水プール使用料1,764万4,000円のうち、温水プール施設使用料は1,740万円で前年度と同額でございます。1日当たりの入場者を大人180人、子供40人、年間の開館日数を、300日といたしております。

行政財産目的外使用料24万4,000円は、電柱支線及び自動販売機7台分の使用料でございます。

3款国庫補助金1項1目国庫補助金の1節ごみ処理施設整備費補助金2億5,178万7,000円は、循環型社会形成推進交付金であります。この交付金の対象は、ごみ処理施設の建設事業に係るものでございまして、交付金の補助率は、建設工事と設計監理委託は対象事業費の3分の1、中部電力の鉄塔設置に係る工事負担金は2分の1の補助率といたしております。

次に、8ページをご覧ください。

4款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入538万8,000円は、葭野最終処分場用地等を駐車場用地といたしまして、住友重機械工業に貸付する収入で、前年度対比18万6,000円の減でございます。この要因は、ごみ処理施設建設工事の実施に伴いまして、仮設の搬入道路の整備が必要となりまして、貸付面積は470平方メートルほど増加しておりますが、貸付場所が、一部大府市の市街化区域から、東浦町の調整区域に変更となりまして、貸付単価を算出する基礎となる路線価の単価が2分の1となるために、減額となったものでございます。

2項財産売払い収入1目生産品売払収入662万4,000円は、前年度対比727万2,000円の減であります。不燃ごみ処理施設から回収されます鉄とアルミの売払い収入で、鉄の年間回収量は552トン、アルミは19.2トンを見込んでおり、売却価格は、鉄の機械選別・手選別、共にトン当たり1万円で、前年度よりトン当たり1万2,000円の減額、アルミの機械選別は、トン当たり5万円、手選別ではトン当たり9万円で前年度と同額であります。鉄の売却価格の値下りと量的な減少を見込みまして、大幅な減額となっております。

次に5款繰越金1,000万円は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入の1項組合預金利子は5万円で、2項雑入85万3,000円は、各施設の自動販売機電気使用料及び9ページの廃家電等売却代等でございます。

7款組合債4億2,020万円は、ごみ処理施設建設事業債で、ごみ処理施設建設工事に係る地方債の借入れでございます。

続きまして、10ページ歳出のご説明を申し上げます。

1款議会費51万1,000円は前年度と同額でございます。

主なものといたしましては、1節報酬46万8,000円は12名分の議員の皆様方の報酬であります。

なお、昨年8月の決算議会におきまして、組合議員報酬を廃止する考えはあるかのご質問をいただきました。これに対しまして、構成市町の議長さんを通じまして、組合議員皆様方の意向確認をする旨の答弁をいたしました。そうした中で、昨年8月末頃から意向確認をまいりました。

その結果、大半の組合議員さんは、現状どおり据置きでというご意見でございましたので、現状維持の予算計上とさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2款総務費1項1目一般管理費5,825万8,000円は、前年度と比較いたしまして64万6,000円の増でございます。

2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員4名分の人件費でございます。

11ページの8節報償費23万5,000円は、小学4年生を対象といたしました環境衛生週間のポスターの応募に係ります参加賞代、13節委託料260万3,000円は、パソコン機器保守委託など6件の委託料でございます。説明欄、最下段の採用試験委託料10万6,000円は、平成28年度末に定年退職する職員1名の退職補充として新規職員採用試験を実施する計画でございます。

14節使用料及び賃借料280万3,000円は、財務会計・給与管理システム、パソコンなど長期継続契約で借上げいたしております事務機器借上料等でございます。

19節負担金、補助及び交付金1,609万円は、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金などでございます。

12ページへまいりまして、2目財産管理費は、ごみ処理施設建設工事に係ります管理棟の解体に伴いまして、事務所の移転を余儀なくされますので、廃目といたしました。

次に、監査委員費11万8,000円は、前年度と同額でございます。

3款衛生費1項清掃費1目浄化センター管理費2億2,176万円は、前年度と比較いたしまして1,069万4,000円、4.6パーセントの減でございます。

この主な要因といたしましては、需用費の中の消耗品費、光熱水費及び修繕料の減額によるものでございます。

2節給料から13ページの4節共済費までは、浄化センター職員2名分の人件費でございます。

11節需用費6,547万8,000円は、前年度に比べ1,433万円の減でございます。消耗品費2,296万2,000円は、主に処理薬剤と機械部品購入費で、光熱水費3,768万円

は主に電気料でございます。修繕料470万2,000円は、機械設備の修繕でブロワの補修など予定修繕2件と突発的な修繕料300万円を予定いたしております。

13節委託料4,903万円は、施設の清掃関係と定期的実施しております機械設備点検委託など16件で、前年度に比べ309万1,000円の増額でございます。主な委託業務は、説明欄の上から8番目の処理水槽清掃委託料369万4,000円と次ページの説明欄の上から2番目の浄化センター運転管理委託料3,520万8,000円でございます。

14ページの、15節工事請負費8,582万9,000円は、前年度に比べまして

647万9,000円の増でございます。破碎機補修工事始め9件の工事は施設の安定した運転のための機械設備工事で、説明欄の下から3段目以降の補修工事につきましては新規工事でございます。

2目クリーンセンター管理費8億9,565万1,000円は、前年度と比較いたしまして

1億791万8,000円、13.7パーセントの増でございます。この主な要因といたしましては、委託料及び工事請負費の増額でございます。

15ページの2節給料から4節共済費までは、クリーンセンター職員12名分の人件費でございます。

11節需用費1億6,564万4,000円は、前年度に比べまして250万6,000円の減額でございます。消耗品費3,241万5,000円は、主に処理薬剤と機械部品購入費で、光熱水費1億1,706万3,000円は電気料と水道料でございます。修繕料

926万3,000円は、機械設備と重機車両の修繕など4件と、突発的な修繕料500万円を予定しておりまして、前年度に比べまして100万5,000円の減となっております。

次に16ページの13節委託料3億9,425万3,000円は、前年度と比較いたしますと950万7,000円の増でございます。主な委託業務は、説明欄の1番目のクリーンセンター運転管理委託料2億4,192万円で、次の前選別作業委託料2,574万円は3年の長期継続契約の3年目でございます。

説明欄の上から5番目の廃棄物埋立処分委託料1億774万1,000円につきましては、衣浦港3号地と民間の処分場で埋立処分する委託料で、処分量は年間7,350トン、平成27年度に比べまして90トン増を見込んでおります。

説明欄の下から8番目の計量受付業務委託料622万8,000円は、3年の長期継続契約で3年目でございます。

次に17ページの15節工事請負費は2億4,131万9,000円でありまして、前年度に比べまして8,311万9,000円の増であります。ボイラ等補修工事8,748万円は、法令に

基づきますボイラ性能検査のための整備及びダスト固化計装設備の整備工事であります。同じく法令に基づき実施いたします高圧蒸気復水器等補修工事2,937万6,000円、焼却炉の炉内耐火材の取替えを行う炉内補修工事1,684万8,000円などは施設の安定した運転を行うための定期的補修工事でございます、説明欄の下2件の補修工事は新規工事でございます。

18節備品購入費885万6,000円は、平成16年に購入いたしました前選別作業で使用いたしますホイルローダの買替えでございます。

次に18ページへまいりまして、3目洲崎最終処分場管理費108万1,000円と4目大東最終処分場管理費533万7,000円は、最終処分場の維持管理に要する費用で、大東最終処分場は平成27年度に供用開始いたしております、約30年間、破碎不燃物を年間約800トン埋立処分する計画でございます。

次に19ページの2項1目温水プール管理費90,956千円は、前年度と比較して

285万円、3.0パーセントの減で、この主な要因といたしましては、工事請負費の減によるものでございます。

2節給料から4節共済費までは、再任用職員1名の人件費でございます。

11節需用費2,558万5,000円は、前年度に比べ2万4,000円の減で、内消耗品費202万円は、主にプールの水質保全や管理に必要となる薬剤・機械部品の購入費で、光熱水費2,040万円は前年度と同額で、電気料及び水道料でございます。

次に20ページにまいりまして13節委託料5,111万9,000円は、プール管理並びに施設管理に要する14件分の委託業務で、前年に比べまして127万3,000円の増額でございます。主な委託業務は、説明欄の上から4番目のプール管理業務委託料4,066万2,000円で、開館日数は300日間を予定いたしております。

次にプール窓口業務委託料296万円は、水泳帽子・回数券の販売、高齢者利用券処理業務をシルバー人材センターに委託するものでございます。

14節使用料及び賃借料710万円は、プール利用者の駐車場用地借上料及び下水道使用料などであります。

15節工事請負費は337万円で前年に比べまして386万4,000円の減で、第1種圧力容器補修工事124万2,000円は、労働安全衛生法に基づきます性能検査を受けるため毎年実施するもので、21ページの説明欄の2件の補修工事につきましては新規工事でございます。

18節備品購入費8万9,000円は、平成3年に購入いたしておりますスポーツタイマー1台の買替えでございます。

次に4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費7億7,775万6,000円は、前年度に比べ7億2,434万9,000円の増でございます。この要因は平成27年度から4か年の継続事業として実施していますごみ処理施設建設工事に係ります委託料と工事請負費及び高圧線引込みのための鉄塔建設に要する中電に対する負担金で、ごみ処理施設は、平成31年度供用開始を目標に事業進捗を図るものでございます。

4節共済費と7節の賃金は、高圧線の引込み工事等に伴いまして、第2種電気主任技術者の配置が義務付けられていますために、有資格者を嘱託職員として雇用するための予算措置でございます。

13節委託料4,210万6,000円は、ごみ処理施設設計施工監理業務委託料で、4か年の継続事業の2年目となるもので、平成28年度の年割額の割合は26.9パーセントでございます。

15節工事請負費4億475万2,000円は、4か年の継続事業として実施していますごみ処理施設建設工事費で、2年目となる平成28年度の年割額の割合は、総額163億7,928万円の2.5パーセントでございます。なお、この建設工事の概要は、皆様にお配りしております平成28年度当初予算の概要資料3ページ目に変更契約後の財源内訳を、また、同じく4ページ目以降には、工事工程と建設計画配置図を載せてございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金3億2,526万4,000円は、建設事業に携わります派遣職員負担金2名分と高圧線の引込みに伴います中部電力の鉄塔設置に係ります工事負担金3億326万4,000円でございます。

次に22ページにまいりまして、5款公債費1目元金は5,034万2,000円で、これは、最終処分場用地取得費及びごみ処理施設用地取得費に係ります元金の償還金でございます。

2目利子748万円は、ごみ処理施設建設事業費、最終処分場建設事業費、最終処分場用地取得費及びごみ処理施設用地取得費に係ります利子の償還金でございます。

6款予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

なお、23ページ以降には、給与費明細書を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。また、お手元に資料といたしまして、平成28年度当初予算の概要と市町負担金明細表並びに年度別償還表などを配付してございますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。6番、早川議員。

○6番議員（早川直彦）

ページ数で言いますと、12ページ財産管理費ですね、ごみ処理施設建設に伴う管理事務所の移転による廃目となっております。ページがですね、16ページ、17ページの庁舎内日常清掃委託料から電話交換機点検委託料の部分なのですが、これが廃目となった分、こちらの部分に、クリーンセンター管理費に移動したということによろしいのでしょうか。

あともう一点ですが、車両購入費、ホイールローダの買替ということですが、どうしてもやむを得ず必要なものなのでしょうか。16年経って、もうこれ以上はちょっと無理なのか、その辺を聞かせてください。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

まず一点目の財産管理費の廃目につきましては、ここの部分、クリーンセンターの委託料の部分ばかりではございませんが、いろいろ総務管理費の方に振り分けをしたりですとか、基本的にはここの施設で必要な、例えば空調関係ですとか、無くなったものは止めています。その代り、電話交換機点検委託とか、今までは財産管理費で処理していたものを、浄化センター管理費の方に移行したりとか、クリーンセンターに移行したりとかというかたちで、全部が全部無くすというわけではございませんが、必要に応じたものを、それぞれ必要な施設の所に張り付けておるとご理解して下さるようお願いいたします。

次にホイールローダでございます。重機類でございます。傷みは大変ひどいです。機械的にはショベル部分をコンクリートの地面を這わせるようなかたちになりますので、何度も変えておるといのが実情でございます。かなりガタがきて、苦しい状態でございます。先ほどの工事請負費の関係でもございましたが、資材関係と共に重機類の納品にかなり時間がかかる、今回この年度で予算計上しても 来年度中に納入できるかどうか、非常に厳しいこともあるということですので、平成28年度に予算要望させていただいておりますが、当面、現在のホイールローダをごまかしながら使いつつ、業務の方を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（深谷直史）

6番、早川議員。

○6番議員（早川直彦）

もう一つ聞かせてください。20ページの13節の委託料、プール管理業務委託料なのですが、4,066万2,000円計上されております。前年度の予算と比べて97万2,000円増えております。何か日数的に変わるものとか、委託の内容で変わるところがあるのでしょうか。聞かせてください。更にプール除草作業委託料が新たに増えているのですが、何か除草しなければならぬことが増えたのでしょうか。お聞かせください。

○議長（深谷直史）

二点について、お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

まず一点目のプール管理業務でございます。管理業務につきましては、年間を通してのプールの監視が主な業務でございます。その他といたしましては、金銭管理等の管理補助、機械設備の保守点検、水泳教室の開催、警備保障業務等を行っております。監視体制といたしましては、通常6名体制、夏休みは10名体制で朝の9時30分から夜の9時の閉館後、清掃いたしまして夜10時まで、12時間30分の時間となっております。来年度から、開館前の安全点検等と施設の安全な利用を確保するために一部業務内容につきまして、監視管理責任者の出勤時間を午前9時30分からを午前9時からに変更したことによりまして、増額をいたしているところでございます。それから二点目の除草作業でございますが、今までは職員がやっておりました。ちょっと職員では手に負えなくなったこともございまして、今回計上させていただいております。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（深谷直史）

他にございませんか。5番、富永議員。

○5番議員（富永秀一）

二点ございまして、一点目が16ページの中ほどに、ダイオキシン類測定委託料、これが87万9,000円計上されているのですが、18ページの方の3目13節でもダイオキシン類測定委託料がありまして、また19ページの13節でもあります。これは一括して委託をされているのかどうか。もし別々で計上しているのであれば、一括で入札に掛けるのか、一括でされると、総額でもしかしたら抑えられる可能性があるのではないかと思っておりますので、それを伺いたいと思っております。それともう一点、こちらのご説明は無かったと思っておりますが、資料の方の5ページに政府資金等年度別償還表が載っているのですが、これに利率が載っておりまして、それを見ますと最終処分場建設事業費が二つ載っておりまして、その右側の方の利率が、前の年度が1パーセントだったのが、今回0.5パーセントに下がっているのです、おそらく借り換えをされたのかと思うのですが、毎年の償還額も180万円下がっておりますので、良かったと思うのですが、

であれば、今回、新たに借りるごみ処理施設建設事業費も1パーセントではなくて0.5パーセントとか、更にマイナス金利と考えると0.4パーセントとか、そういったもので借りる訳にはいかないのでしょうか。今、1パーセントということになっておりますので、その辺りのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

まず一点目の入札につきましては、今のダイオキシン類測定委託、クリーンセンター、洲崎最終処分場、大東最終処分場と一括で入札しております。その他、消防用設備の関係ですとか一括で入札していますものは、他にもいくつかございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に1.0パーセント、0.5パーセントでございますが、財政融資資金の借入につきましては、財務省の方が毎年、毎月、ホームページに出しております。その中で、動きを見ながら利率設定をいたしておりますが、予算でございますので、減るというわけにはまいりません。多少過大かも知れませんが安全を見越したかたちで、今の財政融資の据え置き3年の15年償還がどのくらいの金利になっているところまでは確認いたしておりませんが、現時点の段階で、この予算を作った段階では、0.5パーセント程度が見込みであつたらうと思っております。これはよその市町のことを申し上げては申し訳ございませんが、おそらくどこの市町でも、新規借入の段階で財政融資の利率につきましては、縁故債も含めてだと思っておりますが、このようなかたちで若干高めの利率設定で予算計上をさせていただいていると理解しておりますので、よろしく願います。

○議長（深谷直史）

他にございませんか。2番、大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

それでは、10ページの議会費の件で、先ほど事務局長から説明があつて、去年、私が8月に質問をして、これ削れんかという趣旨で質問したのですが、また今回も計上されておりますので、今の説明の中で、各市町の議員さんの大半が現状維持のままでいいよと、多分僕だけが無くせと言っておると思いますが、そこの中で、ヒアリングをしていただいたとのことですが、各市町の議員さんにヒアリングしていただいて、各市町の議会全体としての意向と考えてよろしいでしょうか。少なくとも大府市の中では全体ではないと思うのですが、その辺を確認だけさせていただきます。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

おっしゃられるとおり、私どもの方は、各市町の議会事務局を通して議長さんの方からご返事をいただいておりますので、話の中で議会の全体の中でお話しいただいたというご報告はいただいておりますので、察するところ、各組合議員の議長さんを含めた3名の皆様方のご意見というふうを受け賜わっておるところでございます。私どもの議員報酬というものは、各市町の議会さんにお支払いするのではなくて、議員の皆様方、個々にお仕事をしていただいております方に対する報酬という概念でお支払させていただいておりますので、私どもの方から議会さんの方に、各市町の議会にご意見を賜りたいというような申し出をするには失礼かと思っておりますので、そこまではいたしておりませんということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（深谷直史）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第3号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（深谷直史）

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成28年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました全議案につきましては、お認めいただきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（深谷直史）

これもちまして、平成28年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（閉会）

誠に恐れ入りますが、引き続き全員協議会を休憩なしで開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

深 谷 直 史

5 番議員

富 永 秀 一

9 番議員

西 尾 弘 道

